

令和4年度 国民健康保険税について

■令和4年度の限度額はつぎのとおりです。(下表)

令和4年度は、令和3年度と比較し賦課限度額、所得割額、均等割額がそれぞれ増額となりました。

国民健康保険は、被保険者であるみなさんに納付いただいている国民健康保険税と国都町の補助金で運営費を賄っています。近年では世帯数および加入者数の減少傾向に伴い税収入も減少しています。そのため、従来の税率では健全な財政運営が出来なくなることから、税率の改定を行ないましたので、ご理解、ご協力をお願いします。

■納税通知書は世帯主の方に7月初旬頃お送りします

4月1日を基準に、国民健康保険被保険者の方がいる世帯に、『令和4年度国民健康保険税納税通知書』をお送りします。

納付書または口座振替に

よる納付は年8回です。

なお、年金からの差し引きによる納付(年金特別徴収)は年6回の偶数月です。

■保険税の計算方法

①所得割額

世帯の被保険者の方の令和4年度の総所得金額(令和3年中総所得金額)から43万円を控除した(引いた)額×各区分の税率(下表)

②均等割額

医療分・後期高齢者支援金分は、被保険者全員の方に、介護納付金分は、40歳から64歳までの介護保険2号の方に課せられます。また、世帯の総所得金額に応じて均等割が軽減されます。

■非自発的失業者の方には軽減制度があります

65歳未満の方で、リストアップなどで職を失った方の国民健康保険税については、失業時からその翌年度末の間、前年の給与所得を3割

として計算します。

〔対象となる方〕

- ・雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などにより離職した方)
- ・雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどにより離職した方)

〔軽減を受けるには〕
雇用保険受給資格者証と印鑑を持参して、役場住民課で手続が必要です。

■国民健康保険の加入・資格喪失について

国民健康保険に加入される方は、退職の証明書などを役場住民課窓口および古里出張所窓口まで持参のうえ、加入の手続きをしてください。加入の手續ぎが遅れた場合は、遡って資格を取得します。

国民健康保険税は、届出された日からではなく、資格を取得した月の分から納めます。

また、会社に就職した、

家族の扶養に入ったなどで、国民健康保険をやめられた方につきましても、新しい健康保険証を持参のうえ、国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。

資格喪失の届出がないと、社会保険料と二重で保険税を納付することになります。

※問い合わせは、住民課・総合収納係(国民健康保険税について)

☎83-2190

☎83-2182

【東京しごとセンター多摩】

様々な就業支援セミナーなど実施しています。詳細はQRコードを参照ください。



区分	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額
令和4年度	5.60%	28,100円	65万円	1.90%	10,500円	20万円	1.85%	12,000円	17万円
令和3年度	5.20%	26,500円	63万円	1.70%	9,500円	19万円	1.75%	11,500円	17万円
比較	+0.40%	+1,600円	+2万円	+0.20%	+1,000円	+1万円	+0.10%	+500円	±0円